

『 遺 留 分 』

相続のことを検討する場合、避けて通れない問題として遺留分の問題があります。最近では遺言書を作成して相続人間のトラブルを避け、子孫の繁栄を願うケースが増えています。しかし、遺留分のことを検討していないためせっかくの遺言書が生きず、相続人間の新たなトラブルの種になっているケースが少なくありません。そこで、今回は遺留分のことについて説明したいと思います。

遺留分制度は、一定の法定相続人に法定相続分の一部を保障する制度です。この制度は、夫婦、親子が共同して経済活動をするとき財産が夫や父親などの名義でなされることがあるので、夫や父親が死亡したとき、家族の本来の共有持分を保障するという趣旨と、扶養義務の延長として死者の財産の一定割合をその財産に依存した者に保留するという趣旨から定められた制度です。

法定相続人は、第1順位が子と配偶者で相続分は2分の1ずつ、第2順位は父母と配偶者で、相続分は父母3分の1、配偶者3分の2、第3順位は兄弟姉妹と配偶者で兄弟姉妹4分の1、配偶者4分の3となっています。遺留分はこの第1順位と第2順位の法定相続人についてのみ認められます。すなわち、子、父母、配偶者が遺留分権利者であり、兄弟には遺留分がありません。この遺留分の割合は、子と配偶者の場合法定相続分の2分の1、父母のみの場合3分の1です。例えば、妻と子供2人が法定相続人である場合、妻は本来の相続分が2分の1ですので、遺留分はその2分の1の4分の1ということになり、これは夫の遺言によっても奪えない妻の権利です。子供1人の遺留分は、相続分が2分の1の半分、遺留分はその2分の1ですので8分の1ということになります。

遺留分は、相続開始の時に有していた財産の価額に、その贈与した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して算出します。死亡したときに残っていた財産だけを計算するのではなく、相続人が生前に受けていた財産である特別受益分も遺留分の計算の中では含めることとなります。従って、生前に一定の贈与を受けていた相続人は遺留分がないこともあります。また、相続人でない者に対する贈与は生前1年以内のものであれば、その計算に入れることができますし、遺留分権利者を害することを知っていればそれ以前の贈与も計算に入れることができます。この遺留分請求権は、死亡後遺留分減殺できる贈与や遺贈を知ったときから1年で時効にかかります。この権利を行使するかどうかは相続人の自由ですが、権利を行使するためにはその期間内に請求することが必要です。一般的には請求した日を明確にするため内容証明郵便で請求の通知をします。

また、この遺留分請求権の放棄は相続開始後は自由にできますが、相続開始前は家庭裁判所の許可が必要です。

遺留分は法律的に難しい多くの問題がありますが、今後、相続や遺言を検討する場合には是非以上説明したことくらいは念頭に置いてください。